

## 全体スライド条項(増額)の実施手続きについて

金沢市

### 1 はじめに

本書は、工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)に基づき、全体スライド(増額)を実施する際の手続方法等を定めるものです。

### 2 適用対象工事と対象材料等

#### (1) 適用対象工事の条件

全体スライドの適用対象工事は、次の全てに該当するものとします。

ア 請負契約締結の日から12箇月を経過していること

ただし、再度、全体スライドを行う場合は、直前の全体スライドでの基準日から12箇月を経過していること

イ 工期が、基準日から、2箇月以上残っていること

ウ 本市の積算による基準日以降の変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の15/1,000を超えていること

#### (2) 対象材料等

適用対象項目は、受注者が作成し、本市が確認した残工事量内訳書〔様式5-2、6-3〕に記載された項目とします。

なお、対象数量については、変更契約前であっても、先行指示されている設計量は含みます。

### 3 申請手順等

#### (1) 協議の申出(請求の受理)(様式1)・・・提出部数1部

全体スライド(増額)の請求は、対象工事が2(1)で示す適用対象工事の条件に全て該当することを確認の上、様式1により、工事担当課に請求して下さい。

なお、様式1の添付資料「請求の根拠となる出来形及び残工事に係る資料」は、契約時に提出した請負代金内訳書を基に、変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の15/1,000を超えていることを証明されているものとします。

さらに、今後、様式5-2、6-3を作成して頂く必要があることから、資料は、これに準じて作成して下さい。

#### (2) 協議開始日等の通知(様式2、3)

協議開始日の通知は、様式3により、工事担当課が請求日から7日以内に行います。なお、スライド額の算定の基準となる基準日の通知は、様式2により、この時に合わせて行います。

#### (3) 残工事内訳書の作成〔様式5-2、6-3〕・・・提出部数1部

残工事量の確定に当り、受注者は、基準時点での残工事内訳書〔様式5-2、6-3〕を作成して下さい。

なお、残工事量の判定基準は、次のとおりです。

〔残工事量の判定基準〕

- 1 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うこととする。
  - (1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が確認できる材料
  - (2) 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）
  - (3) 工事材料契約が完了し、在庫確認が可能な材料
- 2 受注者の責により遅延していると認められる工事は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

(4) 監督職員等による出来形数量及び残工事量の確認（様式5-1、5-2）・・・作成部数2部  
出来形数量及び残工事量の確認は、担当課職員の確認の後、様式5-1を監督職員と交わし、確定します。

#### 4 スライド協議の開始（様式6-1、6-2、6-3）

工事担当課は、3(4)により確定した残工事量等を基に、変動前の内訳書と変動後の内訳書を作成し、本市の設計書に基づくスライド額を算出します。

また、受注者は、スライド協議開始日に、様式6-1、6-2、6-3によりスライド額を発注者と協議します。

なお、スライド額の計算は、以下の方法により算出します。

〔スライド額の計算方法〕

$S$ （スライド額）＝ $[ P 2 - P 1 - ( P 1 \times 15 / 1,000 ) ]$ （ただし、 $P 1 < P 2$ ）  
 $P 1$ ＝変動前残工事代金額（請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額）  
 $P 2$ ＝変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額）  
（ $P = \alpha \times Z$   $\alpha$ ＝落札率、 $Z$ ＝工事価格×消費税）

〔数量〕

$P 1$ 及び $P 2$ に係る数量は、残工事量確認書（様式5-1）で確認した数量を用いる。

なお、設計変更前に先行指示している数量でスライド額の計算を行う場合は、先行指示した数量により計算する。

〔単価〕

$P 2$ に係る単価は、物価変動による上昇分のみを考慮するものとし、仕様の変更や歩掛の変更は行わない。また、見積単価については、原則見直さないこととするが、価格変動が著しい場合は、物価変動率等から妥当性を判断し、見直すものとする。

#### 5 スライド額の確定（様式7）及び契約変更（様式8）

スライド額の確定は、4により協議したスライド額について、協議開始日から14日以内に様式7により、受注者に通知しています。

また、様式8により、契約変更を行います。